

障害福祉認定給付課から のお知らせ【その2】

障害福祉認定給付課

1. 障害福祉サービス等請求事務に係るお問い合わせについて

▶ 請求内容の審査スケジュール

請求月 1日～10日頃	国保連合会での請求受付・仮審査期間
11日～20日頃	国保連合会での一次審査期間
20日～25日頃	市町村での二次審査期間

【例】

	11/1～11/10	11/11～11/25	11/25～11/30	12/1～
11月請求 (～10月提供分)	× 請求受付・仮 審査期間	× 一次・二次審 査期間	△ 通知前	○ 通知済

※請求月の25日頃までは審査が確定しておりません

- ▶ 請求月中におけるエラー内容及び警告内容の確認については、請求に誤りがなかったか否かの、自主点検用としてご活用ください。
- ▶ 確定した審査内容については、請求月の翌月1日以降にお伝えすることができます。



2. よくある請求誤り（返戻対象）

▶ 他事業所との重複

- ・ 提供記録と請求内容を比較し正しい提供時間を確認

▶ 利用者負担の誤り

- ・ 受給者証を確認（負担上限月額・有効期間）
- ・ 上限管理事業所との調整

▶ 支給量オーバー

- ・ 受給者証を確認（支給量・有効期間）
- ・ 事業所間で調整

「受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報（利用者負担情報）が登録されていません」

提供年月時点で有効な受給者証が交付されているか？

はい

受給者証の交付よりも前に請求された場合上記の返戻となります。

例) 共同生活援助の支給決定
更新後（10月～）の受給者証の交付
10月サービス提供分の請求

～令和5年9月30日
令和5年11月15日
令和5年11月10日

請求日
11月10日

受給者証交付
11月15日

10月サービス提供

※返戻となります

⇒翌月に再請求していただくことで正常に請求をお通しすることができます。



提供年月時点で有効な受給者証が交付されているか？

いいえ



支給申請（追加・更新・変更）が行えているか確認してください。

⇒支給決定がされ、受給者証（変更通知）交付後請求可能となります。

!

必ず受給者証の確認をしてください
（有効期限・サービス内容・支給量に注意）



3. 「障害福祉サービス等請求の手引き」 について

- ▶ 市ホームページ「障害福祉サービス等請求の手引き」に掲載しています。

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000034659.html>



4. 障害福祉サービス過誤申立の仕組み

- ▶ ◎過誤申立とは・・・請求に誤りがあり、誤った金額で入金された場合に、市町村に申し出をし、請求の取り下げを行うことです。
(エラーや返戻等、入金がなかった場合においては過誤申立をすることができません。)
- ▶ ◎過誤申立の手順
過誤申立書を市町村へ提出（紙媒体：郵送もしくは窓口）
→翌月以降に正しい請求額での請求を国保連へ伝送（電子請求）

【例：減額の場合（正しい金額より、多く入金された場合）の同月過誤】

	R5.10	R5.11（月末まで）	R5.12（10日まで）	R6.1
<p>①9月提供分の利用者Aの給付費 10万円：正</p> <p>➡</p>	<p>②国保連へ誤って 11万円：誤で電子請求</p> <p>➡</p>	<p>11/15 誤った金額 11万円：誤の入金 ----- ③ ②（11万円）に対する過誤申立書を東大阪市へ提出 （紙媒体）</p> <p>➡</p> <p>***** R5.11提供分の事業所の東大阪市利用者全員分の給付費 50万円</p> <p>➡</p>	<p>④正しい金額 10万円：正</p> <p>↓</p> <p>で国保連へ電子請求（⇒+10万円）</p> <p>➡</p> <p>– 11万円の処理がされる</p> <p>***** 国保連へ電子請求 50万円</p> <p>➡</p>	<p>1/15</p> <p>+10万円 – 11万円</p> <p>– 1万円</p> <p>***** R5.11提供分 50万円</p> <p><u>49万円入金</u></p>

R5.10

①利用者AのR5.9提供分 正しい請求金額【10万円】

事業所

②【請求】11万円

国保連合会

誤請求！！

R5.11

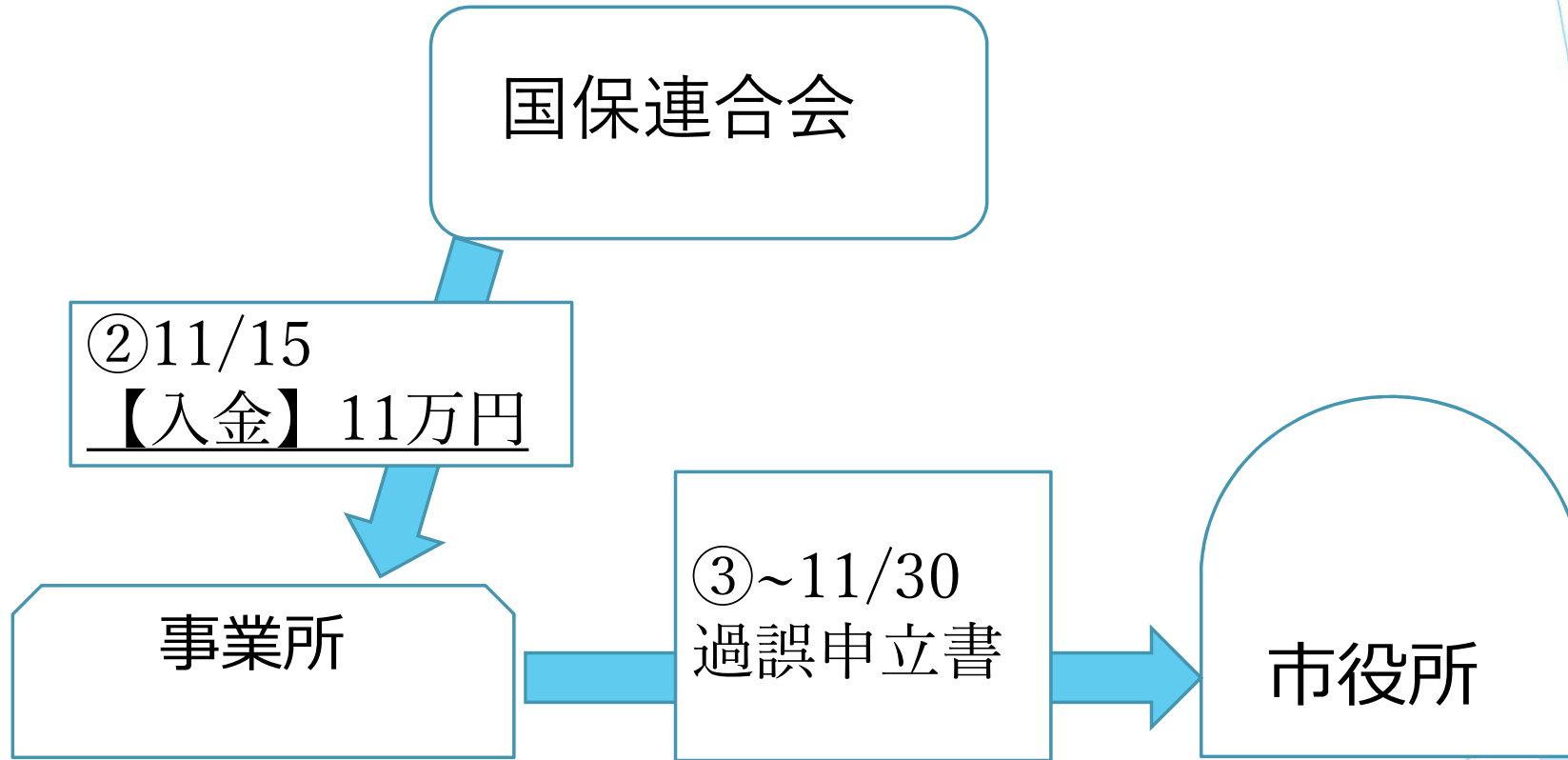
国保連合会

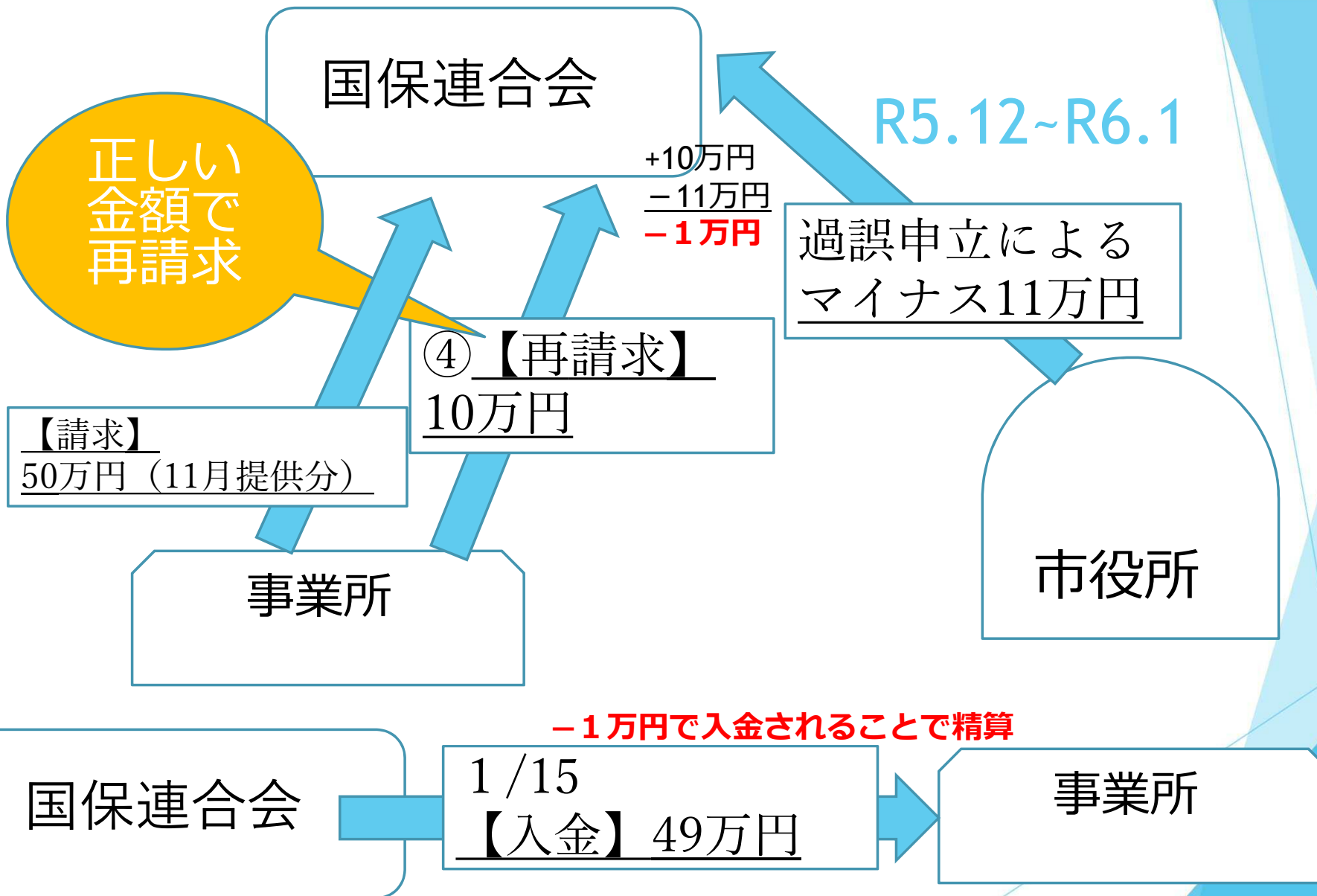
②11/15
【入金】11万円

事業所

③~11/30
過誤申立書

市役所





5. 過誤申立書様式について

▶ 令和5年10月から、過誤申立書様式を変更いたしました。

東大版市 過誤申立書(様式第2)

事業所番号		実地指導による過誤	
事業所名		それ以外による過誤	
電話番号	- -	通常過誤	
FAX番号	- -	別月過誤	
担当名		(令和 年 月再請求分)	

サービス提供年月 (提供年月翌々月 以降遡願申立可)	受給者証番号	受給者氏名	① 様式の 種別	② 申立 理由
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				

<①取下げの様式の種別>

10	介護給付費-短期療養給付費領明書(様式第2) 【居宅介護、療養訪問介護、移行介護、行動援 護、加齢入所、居宅介護、生活介護、施設入居支 援、自立支援、就労移行支援、就労継続支援、社 労安養支援、自立生活援助】
11	介護給付費-短期療養給付費領明書(様式第3) 【大規模生活援助】
20	社会福祉支援給付費領明書(様式第4) 【社会福祉支援】

【 枚中 枚目】

<②申立理由>

01	台帳誤り等による市町村申立の過誤修正
02	請求誤りによる実績取り下げ
03	時刻による市町村申立の取り下げ
11	台帳誤り等による事業所申立の実績取り下げ
32	従来実績記録再入力による実績の取り下げ
33	上届の誤りによる実績取り下げ
90	その他の事由による実績修正
99	その他の事由による実績の取り下げ

1枚で10件分記載できる様式になっています。

様式のダウンロードや記載例のご確認は
こちらから↓



6. 重度障害者等就労支援事業について

- ▶ 令和5年10月から新規事業を開始しました。
- ▶ 下記ページをご確認いただき、ご利用の相談等ある場合、障害福祉認定給付課までご連絡ください。
- ▶ <https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000036232.html>

